

禁煙外来治療費助成金交付事業の実施について

1 背景

国及び都は、望まない受動喫煙を防止するための取組を進めており、「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」が令和2年4月1日から全面施行される。

当区としても受動喫煙防止対策を推進するとともに、健康めぐろ21の大目標の一つである「生活習慣の改善」を推進するため、区民の禁煙を支援していく。

2 目的

禁煙外来治療を受ける区民に対して当該費用の一部を助成することにより、区民の禁煙を支援し、もって区民の健康の維持及び増進を図る。

3 事業内容

(1) 対象者

ア 登録申請時において目黒区内に住所を有する満20歳以上の者

イ 過去に本事業による助成金の交付を受けたことがない者

(2) 定員

50人

(3) 助成内容

禁煙外来に係る費用の自己負担額（上限1万円。自己負担額が1万円未満の場合は、当該自己負担額）

※ 東京都補助率 1/2

(4) 事業の流れ

ア 登録申請

原則として禁煙治療の開始前に登録申請を行う。

イ 治療

区から登録決定を受けた後、禁煙外来治療を開始（通常3か月のプログラム）。

ウ 助成金交付申請・請求

禁煙外来治療を終了した後、登録の日から6か月以内に、領収書等の必要書類を添えて助成金交付申請・請求を行う。

4 今後の予定

令和元年6月

区報、ホームページ、公営掲示板等により周知

7月1日

登録申請受付開始

以 上